

障害福祉サービス事業者等指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項及び第11条第2項の規定に基づき、自立支援給付対象サービス等の内容及び自立支援給付に係る費用の請求等に係る指導の基本的事項を定め、もって自立支援給付対象サービスの質の確保並びに自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉サービス事業者等 次に掲げる事業者等を総称したものをいう。

ア 指定障害福祉サービス事業者等

法第29条第1項に基づき県が指定した障害福祉サービス事業者若しくは事業者であった者又は当該サービス事業所の従業者であった者

イ 指定障害者支援施設設置者等

法第29条第1項に基づき県が指定した障害者支援施設を設置した者又は当該施設の従業者であった者

ウ 指定一般相談支援事業者等

法第51条の14第1項に基づき県が指定した一般相談支援事業者若しくは事業者であった者又は当該事業所の従業者であった者

エ 指定自立支援医療機関開設者等

法第54条第2項に基づき県が指定した自立支援医療機関の開設者又は管理者、医師、薬剤師その他の従業者であった者

(2) 法に係る厚生労働省令、告示及び通知等 次に掲げるものを総称したものをいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）

エ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号）

オ 指定自立支援医療機関（精神通院医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第66号）

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）

ク 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）

ケ 上記アからクに係る厚生労働省発出の運用通知等

コ 社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）

(3) 集団指導 広域振興局長 ((1) エに規定する指定自立支援医療機関開設者等（精神通院医療に係るものに限る。）の指導に係る場合にあっては、保健所長。以下同じ。) が指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等に対して、必要があると認めるとき、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の

方法により行う指導をいう。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

（4）運営指導 広域振興局長が指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対して、必要があると認めるとき、次の方法により障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う指導をいう。

ア 広域振興局長が単独で行うもの

イ 厚生労働省及び広域振興局長が合同で行うもの（ウに掲げるものを除く。）

ウ 厚生労働省及び広域振興局長が合同で行うものであって、都道府県域を超えて、全国的に影響の大きいと考えられる活動を行う障害福祉サービス事業者等又は特に重点指導を必要とする障害福祉サービス事業者等について行うもの

（5）書面検査 広域振興局長が指導の対象となる（1）エに規定する指定自立支援医療機関開設者等に対して、必要があると認めるとき、別に定める「指導・監査調書兼自主点検表」の送付及び回収により行う検査をいう。

（指導方針）

第3条 指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、法に係る厚生労働省令、告示及び通知等に従い、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

（指導対象の選定）

第4条 指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

（1）集団指導

ア 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ 自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導内容に応じて集団を選定して実施する。

（2）運営指導

ア 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、概ね3年に1度実施する。

ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。

イ その他特に広域振興局長が一般指導を必要と認める障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

（3）書面検査

指定自立支援医療機関開設者等（精神通院医療のうち病院及び診療所を除く。）を対象に概ね2年に1度実施する。

（指導方法等）

第5条 指導方法は次のとおりとする。

（1）集団指導

ア 指導通知

広域振興局長は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供とともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。加えて、管内市町村にも指導内容を情報提供するものとする。

(2) 運営指導

ア 指導通知

広域振興局長は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則として実施予定日の1か月前までに次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

また、運営指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日の概ねの流れをあらかじめ示すものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 身分証明書の携帯

運営指導を行う職員は、広域振興局長が発行する身分証明書（様式第1号）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

ウ 指導方法

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(ア) 運営指導の確認項目等

運営指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、原則として、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

なお、運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、「標準確認項目」及び「標準確認文書」に限定せず、必要な文書を徵し確認するものとする。

(イ) 運営指導における文書の効率的活用等

運営指導において確認する文書は、原則として運営指導の前年度から直近の実績に係る書類とともに、利用者の記録等の確認は特に必要とする場合を除き、原則として3名以内とする。

また、事前又は当日に提出を求める資料の部数は1部とし、自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図ることを原則とする。

特にa 内容の重複防止 ((a)事前提出資料と当日確認資料の重複、(b)法人内で同一である書類の事業所ごとの重複提出等) や、b 既提出文書（指定申請等で提出済の内容変更のない書類等）の再提出不要の取扱いに留意するものとする。

さらに、ICTで書類を管理している障害福祉サービス事業者等に対する運営指導においては、適宜パソコン画面上で書類を確認する等、障害福祉サービス事業者等に配慮した文書確認の方法

についても留意するものとする。

(ウ) 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣の障害福祉サービス事業者等に対する運営指導については、適宜事業者の状況等も勘案の上、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより、効率化を図るものとする。

(エ) 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

法に関連する法律に基づく指導監査等との合同実施については、自治体の担当部門間で調整を行い、適宜事業者の状況等も勘案の上、同日又は連続した日程で行うことを一層推進するものとする。

(オ) 運営指導の所要時間の短縮

運営指導の所要時間については、効率化等に資する前記指導方法を踏まえることで一の障害福祉サービス事業者等当たり所要時間をできる限り短縮するとともに、1日で複数の障害福祉サービス事業者等の運営指導を行う等、障害福祉サービス事業者等及び自治体双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図るものとする。

(カ) 運営指導時の留意事項

a 担当者の主觀に基づく指導や、当該障害福祉サービス事業者等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導を行わないよう留意するものとする。

b 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等について、当該障害福祉サービス事業者等の共通認識が得られるよう留意するものとする。

エ 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

オ 改善報告書の提出

広域振興局長は、当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(3) 書面検査

ア 検査方法

広域振興局長は、指導対象となる指定自立支援医療機関開設者等を決定したときは、指定自立支援医療機関開設者等に対して、別に定める「指導・監査調査兼自主点検表」を送付し、点検結果を記載した点検表の提出を求める。

イ 書面検査後の措置

書面検査の結果、改善を要すると認められた事項については、文書により検査内容の通知を行うものとする。

ウ 改善報告書の提出

広域振興局長は、当該指定自立支援医療機関開設者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(監査への変更)

第6条 運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

(指導の拒否への対応)

第7条 正当な理由がなく運営指導を拒否した場合には、監査を行う。

(広域振興局長の報告等)

第8条 広域振興局長は、指導結果の通知及び改善報告書の内容について、その障害福祉サービス事業者等の事業活動区域に所在する市町村への情報提供を行うとともに、県の情報公開条例に基づき、プライバシーの保護に配慮しつつ、できる限り利用者保護の観点から開示を行う。

2 広域振興局長は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、保健福祉部長に報告を行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年5月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

2 この要綱による改正前の指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱第5条第2号②に規定する身分証明書（様式第1号）は、当分の間使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月14日から施行する。

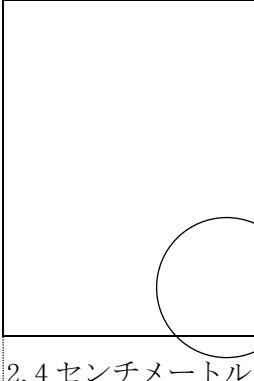
附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(表面)

↑ 5.4 センチメートル	3 センチメートル  2.4 センチメートル	身分証明書 職員番号第 号 氏 名 生年月日 上記の者は、裏面記載の立入調査等を行う岩手 県の職員であることを証明する。 (2年間有効) 年 月 日 ○○広域振興局長 氏 (○○保健所長)
← 8.6 センチメートル →		

(裏面)

立 入 調 査 等 この身分証明書を携帯する者は、次に掲げる法律、条例等の規定により立入 調査等を行う者である。	法律、条例等の名称
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条	

備考1 法律、条例等の名称の欄には、立入調査等の内容に応じ、根拠法令等を適宜記載して差し支え
ありません。

2 身分証明書と写真を分離できない場合は、割印を省略できます。